宇都宮市重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市の交付する宇都宮市重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金（以下「補助金」という。）については，宇都宮市補助金等交付規則（昭和４１年規則第２２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は，共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）に要する経費の一部を補助することにより，重度障がい者向けグループホームの整備促進を図り，もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の対象となる事業者は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３６条の規定により共同生活援助に係る指定を受け，または当該指定を受ける見込みのある宇都宮市内に所在地を有する，本市が支給決定した重度障がい者を受け入れているグループホームを運営する法人とする。なお，重度障がい者とは，障がい支援区分４であり強度行動障がいのある者及び障がい支援区分５以上の者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，グループホームを設置及び運営するために要する次の各号に掲げる経費とする。

⑴　介護備品購入費

重度障がい者を受け入れるため，日常生活に必要な介護備品（性質又は形状を変えることなく，比較的長期の使用に耐え得るものであって，１品又は１組の取得価格が１０，０００円以上であるもの）を購入するための経費とする。

⑵　バリアフリー改修費

重度障がい者を受け入れのために必要な家屋の改修費とする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する経費は補助の対象としない。

⑴　社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成１７年１０月５日付け厚

生労働省発社援第１００５００３号）の規定による助成を受けた，又は受ける予定のグループホームに係る改修費

⑵　前号に掲げるもののほか，国，県又は市の助成を受けたもの

（補助金の額）

第５条 補助金の額は，補助対象経費の実支出額ごとに４分の３の額（千円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てるものとする。）を上限とする。ただし，その額が次の各号に掲げる額を超えるときは次の各号に掲げる額を限度額とする。

⑴　介護備品購入費　７５０，０００円

補助回数は１年度につき１棟１回とする。居室部分は，重度障がい者が入居している部屋を対象とし，１部屋につき原則１回とするが，入居者が変更になる場合はこの限りではない。共有部分は，１棟につき原則１回とするが，内容を精査し，必要性が認められた場合はこの限りでない。なお，限度額の範囲において居室部分と共有部分のいずれにも補助は可能とする。

⑵　バリアフリー改修費　２２５，０００円

補助回数は１棟につき１回とする。ただし，内容を精査し，必要性が認められた場合はこの限りでない。

（交付の申請）

第６条　規則第３条第２項第４号の書類は，次に掲げる書類とする。

⑴　入居（予定）者名簿兼宣誓書

⑵　補助金活用の計画を示す書類，写真等

⑶　その他市長が必要と認めるもの

２　申請者は，補助金の交付申請をする時点で，重度障がい者の受け入れがされていない場合は，仮申請を行うものとする。

３　前項の仮申請をする場合においては，規則第３条第１項の規定を準用する。この場合において，規則第３条第１項中「補助金等交付申請書」とあるのは「仮補助金等交付申請書」と読み替えるものとする。

４　市長は，前項の規定による仮申請があったときは，内容を審査の上，助成金の交付の可否の仮決定をするものとする。この場合において，規則第４条及び第６条の規定を準用する。この場合において，規則第４条，第６条中「申請」

とあるのは「仮申請」と，「決定」とあるのは「仮決定」と，「補助金等交付決定通知書」とあるのは「仮補助金等交付決定通知書」と読み替えるものとする。

5　前項の規定により，仮決定の通知を受けた者は，仮申請の取下げをしようとするときは，「仮補助金交付・取下げ申請書」を提出しなければならない。

6　仮申請の取下げがあったときは，当該仮申請に係る補助金等の交付の仮決定は，なかったものとみなす。

7　既に第４項の仮決定の通知を受けた者は，補助事業等の仮交付決定に係る会計年度内に，補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

8　既に第４項の仮決定の通知を受けた者から，正当な理由なく「仮補助金等取下げ申請書」の提出がない場合は，市長は「仮補助金等交付決定取消通知書」により，仮交付決定を取り消すことができる。

（実績の報告）

第７条　規則第１２条第３号の書類は，次に掲げる書類とする。

⑴　入居（予定）者名簿兼宣誓書

⑵　補助金活用の実績を示す書類，写真等

⑶　その他市長が必要と認めるもの

（様式）

第８条　この要綱に規定する様式は，別に定める。

（補則）

第９条　この要綱で定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

制定文（令和６年３月２９日告示第１１３号）

令和６年度分の補助金から適用する。